

豊田市ブロック塀等撤去奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、危険なブロック塀等の撤去を行う者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀(補強コンクリートブロック造の塀を含む。)をいう。
- (2) 所有者等 ブロック塀等を所有又は管理する個人又は法人をいう。
- (3) 撤去 既存ブロック塀等を除却すること又は避難路沿道等に接面する最高の高さを40センチメートル以下にすることをいう。
- (4) 敷地 ブロック塀等が存する一団の土地をいう。
- (5) 避難路沿道等 豊田市地域防災計画又は豊田市建築物耐震改修促進計画に位置付けた避難路(市内における住宅や事業所等から広域避難地へ至る経路等)の沿道、豊田市地域防災計画に位置付けた避難地の敷地をいう。
- (6) 通学路 前号の避難路のうち、公立小学校の児童又は公立中学校の生徒が通学すべき道路として設定した道路をいう。
 - イ 小学校については、集合地点から学校の出入口までの道路区間であること。
 - ロ 中学校については、概ね5人が合流する地点から学校の出入口までの道路区間であること。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内に存し、地震等の際に倒壊するおそれのある危険なブロック塀等の撤去費用の一部を補助することにより、当該撤去を促し、もってブロック塀等の倒壊から人命及び財産を守り、安全で災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、ブロック塀等の撤去を行おうとする所有者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 所有者等が、国、地方公共団体その他これらに準ずる団体であるとき。
- (2) 対象となるブロック塀等が、道路改良その他の公共事業の補償対象となるとき。
- (3) 公共側の負担によりブロック塀等の撤去を行うとき。
- (4) 同一の敷地において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けているとき。
- (5) 所有者等が、豊田市税を滞納しているとき。
- (6) 所有者等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年 法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (7) 所有者等が、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (8) 所有者等が、暴力団員が役員となっている団体であるとき。
- (9) 所有者等が、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している団体であるとき。
- (10) その他市長が補助金の交付が適当でない認めるとき。

（補助事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の要件を全て満たすものをいう。

- (1) 平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知されたブロック塀等の点検チェックポイント又は愛知県建築物地震対策推進協議会が作成したチェックリストによる点検の結果、不適合な個所が一つ以上あること。
- (2) 市内に存し、避難路沿道等に接面する高さ1メートル以上のブロック塀等（門柱を除く。以下同じ。）を撤去する事業とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、ブロック塀等の撤去及び処分に要する工事費等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「工事費等」という。）とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、工事費等と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり1万5千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に3分の2を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、20万円を限度とする。ただし、通学路に面するブロック塀等を撤去するものにあつてはこの限りでない。

- 3 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助事業の条件)

第8条 補助事業は、次に掲げる条件を満たさなければならないものとする。

- (1) 原則として、同一敷地内において避難路沿道等に接面する場所に存する補助事業の対象となるブロック塀等をすべて撤去すること。
- (2) ブロック塀等を撤去した後に、倒壊等により災害の危険をもたらすおそれのある垣、柵、塀等の類を、同一敷地内の避難路沿道等に接面する場所に新たに設けないこと。ただし、避難路沿道等に接面する最高の高さが40センチメートル以下のものにあつては、この限りでない。

(交付の申請等)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、補助事業に関する契約及び着手より前に、ブロック塀等撤去奨励補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 交付申請者は、交付決定内容に変更が生じる場合は、当該変更に着手する前に、ブロック塀等撤去事業計画変更承認申請書(様式第2号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、ブロック塀等撤去奨励補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。
- 3 市長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、変更を適当と認めるときは、前項の決定を変更し、ブロック塀等撤去奨励補助金変更決定通知書(様式第4号)により、交付申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第11条 交付申請者は、自己の都合により補助事業を中止する場合は、

直ちにブロック塀等撤去事業中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、ブロック塀等撤去事業実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第13条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等撤去奨励補助金確定通知書（様式第7号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 交付申請者は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定により請求されたときは、補助金を交付するものとする。ただし、豊田市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を当該補助事業の契約を締結した者へ委任する場合はその者に補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付決定内容、当該決定に付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（3）第4条第2項第2号から第9号までのいずれかに該当することが判明したとき。

（4）その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（交付申請者の責務）

第15条 補助金の交付を受けてブロック塀等を撤去した交付申請者は、撤去後において、その跡地を含む同一敷地内における避難路沿道等に接面する場所を、安全かつ良好な状態に保つよう努めなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。